

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月10日

由利本荘市長 長谷部 誠

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ矢島店
秋田県由利本荘市矢島町元町字間木123番地

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称 マックスバリュ東北株式会社
住所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表者 代表取締役 佐々木 智佳子
(変更後)

名称 イオン東北株式会社
住所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表者 代表取締役 辻 雅信

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の指名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

ア マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子
イ 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順
(変更後)

ア イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信
イ 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政造

(4) 変更の年月日

令和2年3月1日 イオン東北株式会社
令和2年8月11日 株式会社ツルハ

(5) 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者に変更が生じたため

2 届出年月日

令和2年12月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和2年12月10日から令和3年4月10日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市商工観光部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由